

問 1-9 A金融機関とB金融機関が合併した場合、どのように開示・報告するのか。

(答)

合併後の最初の開示・報告から、合併した二つの金融機関における各期末の計数を合算して計上してください。

例えば、平成 22 年 4 月 1 日に、A 金融機関が B 金融機関を吸収合併した場合、A 金融機関は、平成 22 年 6 月末に係る開示・報告から、平成 21 年 12 月末、平成 22 年 3 月末及び同年 6 月末の各欄において、A 金融機関の計数と旧 B 金融機関の計数を合算して計上することとなります。この際、平成 21 年 12 月末及び平成 22 年 3 月末の各欄については、A 金融機関及び旧 B 金融機関が平成 22 年 3 月末に係る開示・報告において計上していた計数を単純合算することで差し支えありません。

なお、注意 10 において「申込み日から 3 月を経過した日又は貸付債権の支払期日のいずれか遅い日」を過ぎててもなお「審査中」である場合については「謝絶」とみなされることとされていますが、当該場合の起算日である「申込み日」は、各貸付債権について旧 B 金融機関が申込みを受けた日を A 金融機関が引き継ぐこととなります。

問 9-5 「申込み日から 3 月を経過した日又は貸付債権の支払期日のいずれか遅い日」には間に合わなかったものの、その後の最初の約定返済日までには実行していた場合、「実行」「謝絶」いずれに計上することとなるのか。(下線部を追加・修正)

(答)

貸付けの条件の変更等を実行することについて、「申込み日から 3 月を経過した日又は貸付債権の支払期日のいずれか遅い日」までに合意（債務者に実行意思を伝え、当該合意に法的拘束力が生じることが必要。問 9-6 において同じ。）に至っていれば、当該日より後の最初の約定返済日（当該合意後、債務者が実行に必要な手続きに応じてくれないなど、債務者側の都合により当該最初の約定返済日に実行できない事情がある場合には、当該事情が解消した日より後の最初の約定返済日。問 9-6 において同じ。）において「実行」に計上することとなります（それまでの間は「審査中」に計上します）。

例えば、支払期日が毎月 26 日に設定されている貸付債権について、1 月 15 日に貸付けの条件の変更等の申込みを受け、4 月 1 日に合意に至り、4 月 26 日にこれを実行したとします。この場合、「申込み日から 3 月を経過した日（4 月 15 日）又は貸付債権の支払期日（1 月 26 日）のいずれか遅い日（＝4 月 15 日）」までに合意に至っているため、その後の最初の約定返済日である 4 月

26日に「実行」に計上します。

問 9-6 信用保証協会等において保証を応諾するか否かの判断に至っていない事案について、信用保証協会等が保証に応諾するか否かの判断に至った日（以下「判断日」という。）には間に合わなかったが、当該判断日より後の最初の約定返済日までには実行していた場合、「実行」「謝絶」いずれに計上することとなるのか。

（答）

信用保証協会等の判断日が「申込み日から3月を経過した日又は貸付債権の支払期日のいずれか遅い日」よりも後の日である場合には、当該判断日の前までに合意（信用保証協会等が保証に応諾することを条件として債務者に実行意思を伝えることを含む。）に至っていれば、当該判断日より後の最初の約定返済日において「実行」に計上することとなります（それまでの間は「審査中」に計上します）。

なお、信用保証協会等の判断日が「申込み日から3月を経過した日又は貸付債権の支払期日のいずれか遅い日」よりも前の日である場合には、問 9-5と同様の取扱いとなります。